六　電気通信事故の現状		一時間三十分
［略］		
イ　近年の重大事故の傾向	(1)　［略］	
	(2)　事故の傾向	
	(3)　事故の分析	
七　電気通信事故の防止		
［略］		
イ　事故対応手順	(1)・(2)　略	
	(3)　事故対応手順の確認	
ウ　事故再発防止の取組	(1)　略	
	(2)　原因の分析	
	(3)　事故対応の点検	
	(4)　略	

2　電気通信事業法その他関係法令に関する科目

講義内容	教材に含める事項	講義時間
［略］		一時間
二　電気通信主任技術者の職務の遂行に関する法令	(1)　事業用電気通信設備規則	
	(2)　有線電気通信設備令	
［略］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

六　電気通信事故の現状		一時間三十分
［同上］		
イ　近年の重大事故の傾向	(1)　同上	
	(2)　事故の傾向（大規模化、長時間化等）	
	(3)　事故の分析（サービス別、設備別等）	
七　電気通信事故の防止		
［同上］		
イ　事故対応手順	(1)・(2)　同上	
	(3)　事故対応手順の確認（訓練等）	
ウ　事故再発防止の取組	(1)　同上	
	(2)　原因の分析（想定内・想定外事故等）	
	(3)　事故対応の点検（責任、体制、手順、設備等）	
	(4)　同上	

2　［同上］

講義内容	教材に含める内容	講義時間
［同上］		一時間四十分
二　電気通信主任技術者の職務の遂行に関する法令	(1)　事業用電気通信設備規則（事業用電気通信設備の技術基準等）	
	(2)　有線電気通信設備令（有線電気通信設備の技術基準等）	
［同上］		

○総務省告示第百二十一号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成三十年三月二十九日

総務大臣　野田　聖子

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成29年度第7次（3月）及び平成30年度第1次（3月）変更後）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2　計画期間：変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：別表1のとおり変更する。